

令和8年度 奈良市 DX 人材養成事業業務委託プロポーザル募集要項

奈良市観光経済部

産業政策課

令和8年7月

目次

1. 事業目的	1
2. 趣旨	1
3. 委託業務概要	1
4. 委託事業者選定方式	1
5. スケジュール	1
6. 参加資格要件	2
7. 失格事項	2
8. 募集要項等配布	3
9. 質問受付	3
10. 質問に対する回答	3
11. 参加申込	3
12. 審査委員会	5
13. 契約の締結	6
14. 留意事項	6
15. 担当者	7

1. 事業目的

奈良市DX人材養成事業（以下「本事業」という。）は、一旦離職した方や新たに就職（転職も含む）を志す方を対象に、企業の即戦力としてのIT人材の養成に焦点を当てたスキルアップの機会を提供することで、就職意欲の高い市民の就職や自立を目指すとともに企業のDXを推進し、市内産業の振興に繋げることを目的として実施するものである。

2. 趣旨

本事業は、IT人材養成関連事業の実績を有する民間事業者が蓄積している専門的知識やノウハウに加えて、奈良市の地域特性を考慮しながら最適なカリキュラムを提案できる発想力が必要であり、その性質及び目的が価格のみによる競争入札に適さないことから、本事業の委託先事業者については公募型プロポーザル方式により最も適格と判断されるものを選定することとし、その方法等を以下のとおり各項に定める。

3. 委託業務概要

(1) 業務の名称

令和8年度 奈良市DX人材養成事業業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

※なお、当該期間満了後の事業実施については、国の交付金の交付決定、事業評価の結果その他の事業を踏まえ、改めて契約を締結する場合がある。

(4) 委託料上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

8,500千円

4. 委託事業者選定方式

令和8年度 奈良市DX人材養成事業業務委託に係る奈良市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で実施する。書類審査を行い、上位4者に対してプレゼンテーション審査を実施する。ただし、企画提案書提出者が4者に満たない場合は、企画提案書提出者全者を対象にプレゼンテーション審査を行う。これらの審査結果を踏まえ、奈良市長が決定する。

5. スケジュール

別紙1のとおり

6. 参加資格要件

応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。プロポーザル参加者（企画提案書提出者）は、奈良市DX人材養成事業を理解し、契約等の期間において円滑に事業を実施できるものとする。また、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 単独提案の場合

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- イ. 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- ウ. 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
- エ. 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- オ. 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第6条に規定する措置の対象でないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年4月1日発効）に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。
- カ. 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、本業務と同様の事業を受託し、AIに関する講座内容で履行した実績を有していること。
- キ. 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- ク. 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。
- ケ. 本要項の趣旨を理解し、滞りなく業務を履行できる者であること。

(2) 共同提案の場合

共同提案の場合は共同企業体（JV）を結成し、幹事者を決める必要がある。なお、共同提案者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。

共同提案の場合、各企業や団体等が前項ア～ケに該当することが必要である。なお、参加申込書提出期間後に幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 審査結果通知日までに前記6 参加資格要件 を満たさなくなった場合
- (2) 委託料提案額（見積書）が提案上限金額を超える場合
- (3) 参加申込書提出期間までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合

- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反等著しく不適當である場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (11) 職業安定法に抵触する場合

8. 募集要項等配布

令和8年7月10日（金）から令和8年8月4日（火）までの間に、奈良市ホームページからダウンロードする。

9. 質問受付

提案書の作成に必要な質問がある場合は、令和8年7月10日（金）から令和8年7月21日（火）午後4時までの間に、質問書（様式第6号）で電子メールにより後記15担当者 に送付すること。なお、質問受付期間後の質問は受け付けない。

10. 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年7月28日（火）午後5時までに電子メールで質問申請者に送付する。また、奈良市ホームページにおいても公開する。なお、審査基準等に関することについては回答しない。

11. 参加申込

プロポーザル参加希望者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

書類名	様式	記入に関する留意事項
応募書類一覧表（兼チェックリスト）	第1号	「応募書類作成にあたっての注意事項」を必読し、提出時の添付資料や必要部数等について確認する。
業務委託 応募申込書	第2号	提出年月日及び事業者の住所、称号（名称）、代表者名等を記載し押印する。
応募者概要	第3号	資料提出日現在の実態について漏れのないよう記載する。 共同企業体（JV）の場合は、共同企業体を構成する事業者毎に記載すること。 定款や登記事項証明書、財務状況に関する資料を添付する。
業務計画書	第4号	本事業を実施するにあたっての計画や体制を記載する。
企画提案書	第5号	本事業を実施するにあたっての具体的な提案内容について記載する。

見積書	任意様式	本事業に係る見積書を添付する。
-----	------	-----------------

※令和7年度・令和8年度・令和9年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格でない者にあつては、以下の書類を参加申請時に各1部提出すること。

i) 納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

【奈良市内の事業者の場合】（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）（奈良市市民税課で証明）

令和7年度及び令和8年度の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）の納税証明書（複写物でも可。）

【奈良市外の事業者の場合】（国税納税地を管轄する税務署で証明）

納税証明書（その3の2又はその3の3）（複写物でも可。）

ii) 法人登記簿謄本（履行事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。）

※企画提案書の評価テーマ3「求人情報提供等及び企業開拓」について、職業安定法に抵触する恐れがあると本市で判断した場合は、当該提案書を本市から奈良労働局へ提出し、提案内容が職業安定法に抵触しないか確認する場合がある。

(2) 提出形式及び部数

紙資料版及びデータ版（テキストコピーまたは文字認識が可能なPDF形式等）

- ・紙資料版…各6部（正本1部、副本5部）
- ・データ版…1部

(3) 提出先

後記15 担当者 まで

(4) 提出期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月4日（火）までの奈良市役所の閉庁日を除く午前9時から午後4時まで。（必着）

(5) 提出方法

紙資料版及びデータ版の両方を前記（3） 提出先 まで、提出すること。

【紙資料版の場合】

前記（4） 提出期間 内に持参または郵送すること。郵送の場合も提出期間内を必着とし、書留郵便又は簡易書留郵便等にすること。

【データ版の場合】

パスワード処理を施し、原則zip形式の圧縮フォルダで後記15 担当者 に記載のメールアドレス宛に提出すること。なお、メールタイトルは「奈良市DX人材養成事業業務委託企画提案書【事業者名】」とすること。

※データ容量が大きい場合、データを分割して複数メールにて送付すること。またメール添付の他、安全性の確認されたファイル共有サービス等の利用も可

能とする。

※メール送付後、到着確認を電話で行うこと。

(6) 提出資料等作成上の基本事項

ア. 本プロポーザルは、委託業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないので注意すること。

イ. 仕様書の内容を踏まえ、事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

ウ. 仕様書以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

12. 審査委員会

(1) 審査委員会開催日時・場所

日時：令和8年8月17日（月）13時から（予定）

場所：奈良市役所 中央棟 1階 リモートワークスペース 1

※日時・場所に変更等があれば、随時奈良市ホームページを更新します。

(2) 審査方法

ア. 別紙2「審査項目表」に基づいて、書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で審査する。まず、書類審査を行い、企画提案書提出者の上位4者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。ただし、企画提案書提出者が4者に満たない場合は、企画提案書提出者全者を対象にプレゼンテーション審査を行う。

イ. プレゼンテーションは事業者の統括責任者が行うこと。

ウ. 審査は、書類審査、プレゼンテーション審査（1事業者あたり約20分）、ヒアリング（1事業者あたり約10分）により行う。なお、審査の開始時間等詳細については別途連絡する。

エ. 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定する。

オ. 審査内容及び結果についての異議は認めない。

(3) 審査内容

ア. 審査は、企画提案書提出者が本事業をどう理解し、どのような方針で進めようとしているのか、企画提案書等により行う。審査委員会の求める基準に達しないときは、いずれの提案者も選定しない場合がある。

イ. 企画提案書等の審査項目は、別紙2のとおりとする。

ウ. 審査委員の採点の合計点数が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

①加重項目の合計得点が上位の者

②評価項目に最低点数の評価がない者

13. 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ア. 交渉権第1位に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。
この場合、交渉権第1位に選定された事業者は速やかに契約が締結できるよう手続きを進めなければならない。
- イ. 交渉権第1位に選定された事業者が本事業の委託契約締結までの間に、前記7 失格事項 のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、交渉権第1位に選定された事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- ウ. 交渉権第1位に選定された事業者との契約が成立しなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者に対し交渉権を与え、その者との契約が成立した場合は、当該事業者を受託者として決定し、契約締結を行うものとする。
- エ. なお、交渉権第1位に選定された事業者に帰する理由により契約が成立しなかった場合において、その辞退理由が正当でないと本市が判断した場合または契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合は、交渉権第1位に選定された事業者である事業者に対して入札等の参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、提出された見積書（任意様式）の金額の範囲内とする。

14. 留意事項

- (1) 提出資料は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責においてすべて処分するものとする。また、本市はこれを本事業における審査以外では使用しない。なお、提出資料や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明する内容については、実現可能性が低いものであっても、交渉権第1位に選定された事業者であっても、業務目的が達成できないことと本市が認めた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切責任を負わず、賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて企画提案書提出者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルの参加にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (6) 契約を締結することとなった場合、提出資料に記載された統括責任者等は、特別の理由があると本市が認めた場合を除き、原則として変更できないものと

する。

- (7) 当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなし、本事業の実施に当たって生じた著作権等（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）のすべての権利は本市に帰属する。

15. 担当者

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号(奈良市役所北棟2階)

奈良市役所 観光経済部 産業政策課 小野・兔本

TEL 0742-34-4741(直通)

E-mail naracity_career@city.nara.lg.jp